

久米島町特定不妊治療助成事業について

久米島町では特定不妊治療費助成事業を行っています。

これは**体外受精や顕微授精**による不妊治療を受けている夫婦を対象に経済的負担を軽減するために、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する制度です。

お気軽に
ご相談
ください

当事業により助成を受ける場合は、沖縄県の認定を受ける必要があります。

1. 助成額 ◆1回の治療につき、15万円まで

回数については、県の事業に準じます。

※助成金の対象となる額は、特定不妊治療に要した費用額から沖縄県の助成金額を控除した額とします。

対象治療は、「体外受精と顕微授精」です。

2. 助成対象者

下記のすべての要件を満たす方

1. 戸籍上の夫婦で、夫婦の両方が本町に1年以上住所を有し、かつ引き続き申請日現在も在住していること
2. 沖縄県が実施する特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けていること
3. 町税等を滞納していない方

3. 申請手続き

所定の申請書に以下の必要書類を添えて、1回の治療終了ごとに治療終了1年以内に福祉課へ申請してください。

- ① 特定不妊治療を受けた医療機関の領収書
- ② 沖縄県の特定不妊治療費助成事業の決定通知書
- ③ 特定不妊治療費助成交付受診等証明書(医療機関発行)

特定不妊治療に係る渡航費助成もあります！

***不妊・不育に関することお気軽にご相談ください。**

お問合せ・ご相談は

福祉課 福祉班 ☎985-7124

令和3年
9月より



小児歯科治療渡航費助成

久米島町外の医療機関で小児歯科治療を必要とされる方の渡航費(交通費を含む)を一部助成することで、経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

対象となる方

- ・3歳から小学校卒業まで
- ・同行を必要とする保護者1名

助成額

- ・渡航費(交通費を含む)
渡航1回につき7,000円(同行者の場合10,000円)
助成額に満たない場合、実費助成

助成を受けるためには 支給申請書に以下の書類を添えて、診療月の翌月に提出してください。

- ① 治療費の領収証(『子ども医療費助成受給者証』を利用した場合は治療費の**診療明細書**)
- ② 交通費の領収証(※小児運賃還付、フェリー片道運賃還付対象分は写し)
- ③ 搭乗券または乗船証明書(※小児運賃還付、フェリー片道運賃還付対象分は写し)
- ④ 振込先のカードまたは通帳の写し

支給申請期限

- ・治療を受けた日から1年以内

振込について

- ・申請月の翌月末にお振込みします。
※提出書類の不備がある場合、確認のため、
2~3か月要することがあります。

注意事項

- ・「保険適用外」の診療分や適切でない診療などがあった場合、助成対象外となります。
- ・『子ども医療費助成受給者証』を利用した場合は、医療機関にて忘れずに診療明細書を受け取ってください。

お問合せ 福祉課 ☎985-7124